

第 7 8 号議案

志木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

志木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 4 2 年志木市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 2 第 1 項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第 2 項中「週休日等以外の日の午前 0 時から」を「午後 1 0 時から翌日の」に改め、「の間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第 5 条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 1 4 条第 2 項中「が配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）」を加える。

第 1 8 条中「及び第 5 条の 3」を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間における扶養手当に関する経過措置については、志木市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和 6 年志木市条例第 号）附則第 5 項に定める経過措置の例による。

令和 6 年 1 2 月 1 7 日提出

志木市長 香 川 武 文

提 案 理 由

人事院勧告を踏まえた企業職員の扶養手当の見直し等をしたいので、地方公営企業法第38条第4項の規定により、この案を提出するものである。